

第四号様式(第二条関係)

第 号	督 促 状						
納税者または特別徴収義務者	氏名または 名 称	殿					
	住所または 所 在 地						
令和 年 (度) 分	市町村民税 道府県民税	円 円	第 期(月) 分				
税 額 または 納 入 金 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金	納期限の翌日から納付(入)の日までの期間の日数に応じ、税額または 納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未 満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6 パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの 期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時 における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手 形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセ ントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセン トの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割 合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日ま での期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を 改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93 条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算し た割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満 たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中にお いては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年 における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの 割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超 える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後 の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2 項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以 下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満た ない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつて はその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算 した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割 合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3 パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)としま す。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。						
督促手数料	円						
上記の金額を至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納付(入)して下さい。 令和 年 月 日 市町村長 氏 名 印							

- 備考
- 1 この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
 - 2 分離課税に係る所得割の場合には、「令和 年(度)分」の欄は「令和 年分」として記載し、「第 期(月)分」の欄には記載しないこと。
 - 3 市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。